

組合 Q & A

組合役職員の政治活動について

Q II 「組合は、特定の政党のために利用してはならない」という規制（中協法第5条第3項）以外に、中協法には特に規定していない。

したがって、その趣意に反しない限り、組合の役職員は、公民として有する政治活動は規制されないと解され、また、公職の候補者となることについても、道義上理事会の同意を求めるなり、就業規則の定めるところにしたがい最高責任者の許可を得た範囲で行うことについても同様禁止事項に該当しないものと解されるが、見解を承りたい。

「A」中協法第5条第3項の趣旨は、組合の外部勢力により、あるいは内部の少数者によって組合が政治目的のために利用されることを防止することにあり。

具体的な内容としては、「組合の名において」特定の公職選挙の候補者（組合の役職員が候補者である場合を含む）を推薦したり、あるいは総会等において特定の候補

者の推薦や特定政党の支持を議決することなどが該当すると解する。

したがって、組合の役職員が本条の趣旨に反することなく、個人の立場で政治活動を行い、又は公職選挙に立候補することは何ら差支えなく、憲法上認められた国民の権利として当然のことと考える。

組合事業の利用強制について

Q II 本県内の某市の製氷業者において、組合員の製氷はすべて組合を通して販売をする目的をもって事業協同組合設立の動きがあるが、これら事業につき次の点を照会する。

(1) 組合規約で「組合員の製氷はすべて組合を通じて販売しなければならぬ」と旨の直販禁止を行うことは、独禁法上からも差し支えないか。

(2) 上記の規約に罰則を付する場合とそうでない場合とでは、法的に効果は異なるか。

(3) 販売価格は、組合自体が定める価格であるので、「価格協定事業」に該当しないと考えるがどうか。

「A」協同組合の事業の利用を組合員に強制することは、その行為の

内容が独禁法第24条但し書に該当するもの、すなわち、「不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合」でない限り差し支えないと解する。したがって、ご質問のように組合規約に組合員の製品の直販禁止を規定することは、独禁法第22条の要件を満たしている限り差し支えない。

なお、組合事業の利用を強制することは、組合員の自由を不当に拘束する危険があること、また、農協法第19条において組合が組合員と組合事業の一部の専属利用契約を締結する場合は、契約の締結は組合員の任意として行うことから、農協法第19条を類推して組合は組合員が自由意思により専属利用契約を締結した場合のほか組合事業の利用強制ができないとする有力な説があるので、慎重に行う必要がある。例えば、組合規約により行う場合でも、組合員全員一致による議決を行う等の配慮が必要であろう。

2 組合事業の利用強制が適法と解される以上当然罰則を付けることは、差し支えない。

3 貴見のとおりである。

中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）より転載

組合士検定にチャレンジ!!

【第1問】「経費の分担に関する規定」と「使用料及び手数料に関する規定」は定款の絶対的必須事項である。

【第2問】組合の監事には、原則として業務監査権が付与されている。ただし、組合員数が1千人以下の組合にあつては、定款で監査権限を会計監査に限定することができる。

【第3問】代表理事が住所変更したときは、組合の主たる事務所の所在地において2週間以内に変更の登記をしなければならない。

【解答】【第1問】×（使用料及び手数料に関する規定）は、徴収する場合には定款に規定しなければならないが、絶対的必須記載事項ではない。「経費の分担に関する規定」については絶対的必須記載事項なので、徴収する・しない、にかかわらず定款に規定しなければならない。（企業組合等一部の組合には経費の賦課が認められていない）【第2問】○【第3問】○